

東串良町農業委員会公示第8号

下記農地は農地法第32条第1項第1号に該当する農地であるので、同条第3項の規定に基づき公示する。

令和2年5月25日

東串良町農業委員会会長 久保田 義春



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条第1項の該当号	農地の所有者等の情報
岩弘字稲附前1804-4	田	437	所有権	第1号	小野原忠
岩弘字稲附前1830-9	田	236	所有権	第1号	小野原忠
岩弘字稲附前1831-1	田	487	所有権	第1号	小野原忠
岩弘字稲附前1832-1	田	416	所有権	第1号	小野原忠
岩弘字稲附前1833-1	田	377	所有権	第1号	小野原忠
岩弘字稲附前1834-1	田	383	所有権	第1号	小野原忠
岩弘字稲附前1834-3	田	135	所有権	第1号	小野原忠

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号及び第2号の農地について、当該農地について法第32条第2項及び第3項（これらの規程を法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規程による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権利に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

(記載要領)

- 1 記の1の「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

農地法第32条第3項に基づく申出書

令和 年 月 日

東串良町農業委員会会長 久保田 義春 殿

住所 :

氏名 :

印

農地法第32条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
岩弘字稲附前1804-4	田	437
岩弘字稲附前1830-9	田	236
岩弘字稲附前1831-1	田	487
岩弘字稲附前1832-1	田	416
岩弘字稲附前1833-1	田	377
岩弘字稲附前1834-1	田	383
岩弘字稲附前1834-3	田	135

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 権限を証する書類 (別添)

(1)

(2)

(3)

(記載要領)

- 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利 (賃借権等) の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。